

○西東京市保健福祉審議会条例

平成13年 6 月29日 条例第184号

改正

平成19年 6 月25日 条例第43号

平成27年 3 月30日 条例第17号

令和元年12月18日 条例第30号

西東京市保健福祉審議会条例

(設置)

第1条 社会環境の変化に的確に対応した保健福祉サービスのあり方を検討し、西東京市における保健福祉施策の向上と適正な執行を図るため、西東京市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議をし、市長に答申する。

- (1) 保健福祉施策の基本的事項に関すること。
- (2) 保健及び福祉の基本計画に関すること。
- (3) 保健、福祉及び医療の連携に関すること。
- (4) その他保健福祉施策に関して市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

- (1) 保健、福祉及び医療に係る機関の代表 5人以内
- (2) 学識経験者 7人以内

2 専門の事項を調査し、審議するため必要があるときは、審議会に、市長が委嘱する専門委員6人以内を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 専門委員の任期は、当該調査及び審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させその意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部地域共生課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 6 月25日 条例第43号）

この条例は、平成19年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月30日 条例第17号）

この条例は、平成27年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年12月18日 条例第30号）

この条例は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。